

鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

鋼船規則検査要領 N 編

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 達 第 34 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

ClassNK
財団法人 日本海事協会

2008年5月29日 達 第34号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

N4 貨物格納設備

N4.10 建造及び試験

N4.10.12 として次の1条を加える。

N4.10.12 二次防壁の検査

規則 N 編 4.10.12 の規定の適用上、少なくとも適切な方法により個々の貨物格納設備の設計に応じて要求されるガス密レベルが確保されていることを確認すること。接着型の二次防壁については、初回のクールダウンの実施前及び実施後にガス密レベルの確認を行ない、就航後の検査において参照するために計測された諸数値を記録すること。なお、2回の試験において個々のタンク又はタンク間で顕著な差異が認められた場合又は異常が認められた場合については、その原因を調査の上、必要に応じて貨物格納設備設計者が定める差圧試験、サーモグラフィ試験、アコースティックエミッション試験等の追加試験を実施すること。

N4.10.14 ガストライアル及び貨物満載試験（規則 N 編 5.5.4 関連）

-1.(2)を次のように改める。

-1. 規則 N 編 4.10.14 及び同 5.5.4 の規定に基づき、次の(1)及び(2)に示す試験を本会検査員立会の下に行つて貨物格納設備及び貨物取扱い機器等の性能を確認すること。

(1) ガストライアル

表 N4.10.14-1.に示す項目について、全ての工事が完了した後に、適量の貨物液を用いて貨物格納設備、貨物取扱い機器及び計測装置の性能を確認する試験を行うこと。ただし、設計温度が 0℃以上の貨物タンクにおいては、貨物タンク建造者が初めて建造する貨物タンクである場合を除き、表 N4.10.14-1.の項目 5.及び 6.を確認する代替の媒体による作動試験等の代替を行えばこの試験の省略を認めることがある。

(2) 貨物満載試験

表 N4.10.14-2.に示す項目について、すべての工事が完了した後、計画した貨物を満載した状態で貨物格納設備、貨物取扱い機器及び計測装置が計画された条件を満足していることを確認するための試験を行う。ただし、メタン (LNG) をばら積みする船舶を除き、この試験は、同一造船所及び同一タンク建造所により建造され、この試験が行われた船舶と同一仕様とみなし得る貨物格納及び移送設備を有する船舶においては、本会検査員の立会を省略することがある。

表 N4.10.14-2.を次のように改める。

表 N4.10.14-2. 貨物満載試験の確認項目

	主たる確認内容
1. 積荷作業時 ¹⁾	・ 定格積込速度
	・ <u>ガス検知装置の正常作動⁴⁾</u>
	・ <u>液面計, 温度計及び, 圧力計, 貨物ポンプ, 圧縮機及び熱交換器等の貨物制御及び計測装置の<u>実</u>正常作動⁴⁾</u>
	・ <u>警報装置の実作動⁴⁾</u>
	・ <u>溢れ出し防止装置の<u>実</u>正常作動⁴⁾</u>
	・ <u>不活性ガス発生装置及び防熱層等の圧力制御システムの正常作動⁴⁾</u>
	・ <u>コファダムの加熱装置の正常作動 (設備されている場合)⁴⁾</u>
	・ <u>再液化装置 (設備されている場合)</u>
	・ <u>貨物ガス燃焼装置の正常作動⁴⁾</u>
	・ <u>甲板上の貨物管装置の状態</u>
・ <u>貨物タンクの積み切りプロセス及びそれに伴う高位液面警報装置の正常作動</u>	
2. 満載後の貨物タンク及びその他の貨物格納設備の状況	・ 貨物タンク及び支持構造
	・ 貨物タンク隣接船体構造 (コールドスポット)
	・ <u>貨物タンク及び支持構造の防熱材性能 (コールドスポット)</u>
	・ ホールドスペース内雰囲気
3. 満載航行中 ²⁾	・ <u>貨物タンク及び支持構造防熱材性能 (コールドスポット)</u>
	・ 貨物タンク隣接構造のコールドスポット
	・ 圧力/温度制御装置の性能
4. 荷揚時 ³⁾	・ <u>荷揚開始前の緊急遮断装置試験</u>
	・ 揚荷速度
	・ <u>前 1.に掲げる機器等の実作動状況等</u>
	・ <u>メンブレンタンクを備える船舶にあつては, コファダム及び内殻の温度計測記録が, 使用されている鋼材について許容されている使用温度を下回っていないことを確認する。</u>
	・ <u>甲板上の貨物管装置の状態</u>
	・ その他揚荷全般の操作
	・ <u>前 3.に立会しない場合の関連記録 (コールドスポットの計測記録, 各種貨物関連装置ログ, 警報記録等) の提出/確認</u>

(注)

- 1) 積荷作業の後半 (最後の 6 時間程度) に重点を置いて確認すること。
- 2) 本会検査員の立会を省略することができる。
- 3) 荷揚作業の前半 (最初の 4 から 6 時間程度) に重点を置いて確認すること。
- 4) 当該装置が作動していなければ, 概観を確認するに留めて差し支えない。
- ~~4)~~ 実施するのが困難な場合は, 別途適当な方法で作動確認を行うものとして差し支えない。

附 則

1. この達は, 2008 年 7 月 1 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については, この達による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。